

「いじめ防止基本方針」
～生きいきと学び教えあえる学校～



玖珠町立八幡中学校

平成30年4月

目次と概要

表題

副題をつけ、どのような子どもを育てようとしているかを示した。

はじめに …… 2 ページ～

「いじめ防止基本方針」を策定にあたり、策定の目的と方針を示した。

いじめは暴力であり、犯罪である。しかし、このいじめがどの子ども、どの学級にも起こり得るものであり、陰湿な形で進行していることをふまえ、いじめ防止基本方針は、子どもをいじめに向かわせないためのいじめの未然防止を中心に策定する。また、早期発見・早期対応の方策としても、いじめが起きにくく、解決できる「生きいきと学び教えあえる学校」づくりをめざすとした。

1 いじめとは …… 2 ページ～

いじめに対応し、きちんとした指導を行うためには、いじめの特徴や集団構造の理解が求められる。いじめの定義を確認し、いじめられている子どもの立場に立ち、表面的・形式的に深刻さを判断しないこと。いじめは、人間として許されない犯罪行為であること。という認識が求められていることを示した。いじめの解決にあたっては、その集団構造や態様の認識が前提になる。特に4層構造であることやいじめの加害者・被害者の気持ち等を解決にあたっての留意点として示した。また、いじめは大人社会と同じ水平で起こっていることと指導する教職員が体質としていじめの原因となる場合もあるという認識を示した。

(1) いじめの定義 (2) いじめに対する基本的な考え方 (3) いじめの集団構造と態様

2 いじめ防止の基本的な方向と取組 …… 6 ページ～

いじめの発見が遅れることとその後の不適切な対応が問題をこじらせることにもなる。いじめには、組織としての対応が求められる。組織として機能するための指導方針を明確にし、早期発見のための情報収集の在り方や組織体制を示した。特にいじめ防止委員会については、委員の構成や委員会の活動内容等を要領として示し、いじめの判断だけでなく、指導体制や指導方法等を組織対応することを示した。また、月に一回程度委員会を開催し、いじめ防止年間指導計画のポイントに沿った話し合いを行うよう提起した。

(1) 組織体としての機能の整備、組織的な対応の確立
(2) 指導方針「未然防止を基本にいじめを許さない子どもを育成する」
(3) 指導体制 (4) 組織体制 (5) いじめ対策年間計画

3 いじめ防止の措置 …… 10 ページ～

いじめの解決にあたっては、謝らせておしまいという安易な方法をとることなく、いじめの4層構造に基づいた解決策を具体的にしめた。そのような解決ができる学級・学校づくりするための方策を示した。わかる授業づくりや自己有用感を高める教育活動の推進、地域に開かれた学校づくりが求められることを示した。

(1) いじめの克服とは逆行する指導方法
(2) いじめ克服の基本原則 (3) いじめの未然防止 (4) いじめの予防

4 ネットいじめへの対応 …… 15 ページ～

スマートフォン等の所有率が増えるにつれ、「ネット上のいじめ」の件数が増加している。「ネット上のいじめ」の具体例をあげ、問題点を明らかにし、発見した場合の対処の仕方を示した。また、イノベーションに伴って家族との約束事の見直しが求められていることにもふれた。

5 重大事態への対応 …… 18 ページ～

金品の重大な被害、傷害や自殺の企図等の重大な事態を想定し、その対処の仕方について示した。いじめアンケートの内容を公開すること等の調査結果の提供及び報告の在り方や教育委員会との連携や再発防止策等について、組織としての対応の在り方が重要になる。詳細については、教育委員会の「いじめ対策委員会」設置要綱の定めによる。

まとめと資料 …… 19 ページ～

八幡中学校「いじめ防止基本方針」 ～生きいきと学び教えあえる学校～

玖珠町立八幡中学校

はじめに

今日のいじめは、一定の人間関係を利用しながら相手に屈辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、相手が死ぬまでおいつめる場合もある。ネット上では、他人の弱みを笑いものにしたリ、暴力を肯定したりするだけでなく、異質な他者を排除しようとする事例もみられる。

いじめ被害者のなかには、その後の人生を変えてしまうような心の傷を受け、大人になってからも恐怖で社会に出られないなどの後遺症に苦しむ人もいる。いじめは、いかなる形をとろうとも人権侵害であり、暴力であり、犯罪である。

いじめは、決して許されないことである。しかし、どの子どもにもどの学級にも起こり得るものであり、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるほど広がっている。責め合うような言葉をかわしたり、“遊び”や“ふざけ”として人が傷つくことを楽しんだり、その様子を周りで見て笑ったり等陰湿な形で進行している。

子どもの尊厳が守られ、いじめに向かわせないための未然防止やいじめが起きたときは早期解決ができるように、すべての教職員がこの問題の重要性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する取組むことが求められている。未然防止や早期解決の基本は、子どもが周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができることである。そのためには、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。このような認識にたち、保護者が安心して子どもを通わせ、子どもも教師も生きいきと学び教えあえる学校をめざし、「八幡中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1 いじめとは

(1) いじめの定義（資料1 いじめ防止対策推進法）

いじめ防止対策推進法第2条において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義している。

文部科学省「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の中で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、「表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である」ことを強調している。つまり、「強い（重大）・弱い（軽い）」といった印象や子どもの様子、回数にとらわれて、表面的・形式的に深刻さを判断することのないよう、いじめられた子どもの立場に立って判断することが求められている。

(2) いじめに対する基本的な考え方

「いじめやケンカという現象は、未成熟な子どもの発達過程において必然的に発生する」という見解がある。しかし、今日の「いじめ」は、そうしたものとは明らかに異質のものであり、特別な特別な手立てと、関係者の総力を結集した集中的な対処によって緊急に克服しなければならないものである。

いじめは人間として絶対に許されない。いじめられている子どもを必ず守り通す。という立場を

持つ。また、いじめは人間関係のトラブルではなく、いじめは重大な人権侵害であり、暴力・窃盗・恐喝・誹謗中傷といった犯罪行為であるという認識を持ち対処する必要がある。（資料2「いじめ」行為によって抵触する可能性のある刑罰法規）

しかしながら、文部科学省「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の中で、「いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。」としている点に留意する必要がある。（資料3）

（3）いじめの集団構造と態様

いじめの特徴

いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るものである。という認識を持つ。子ども同士の微妙な力関係からいじめが発生する。

いじめの構造

いじめを単にいじめを受けている子どもといじめている子どもとの関係だけで考えないこと。いじめは、「四層構造」になっているとの認識を持つこと。

- ・いじめを受けている子ども（被害者）
- ・いじめている子ども（加害者）
- ・周りではやし立てる子ども（観衆）
- ・見て見ぬふりをする子ども（傍観者）

観衆や傍観者の立場にいる子どもも、結果としていじめを助長していることになる。周りで見ている子どものなかから「仲裁者」が現れる、もしくは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。また、いじめられている子どもといじめている子どもとの関係は、立場が逆転する場合もある。傍観者が仲裁者となれるような指導を行うことが重要になる。

いじめの態様

一般的に、いじめには次のような態様がある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・いやなこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

実際にあった具体的な例として、

- ・カバンなどで周囲から見えなくしてから、つねったり、鉛筆で刺す。
- ・カバンにゴミや土などを入れ、使えなくさせる。
- ・ノートや教科書に落書きをして使えなくし、宿題を提出できなくさせる。
- ・「先生に言ったら、もっとやるぞ」と恐喝する。

- ・「計算が遅い」といって笑い物にする。
 - ・「死ね」「きしょい」「消えろ」といったメールを何度も送りつける。
- 等が報告されており、傷害罪や名誉棄損、窃盗・恐喝等の罪が問われるものとなっている。

いじめられている子どもの気持ち

自尊心を傷つけられたくない、親に心配をかけたくない、（告げ口したとして）さらにいじめられるのではないか等の不安な気持ちから、いじめられている事実を言わないことが多くある。そのため、下記のような態度がみられることがある。

- ・屈辱をこらえ、平静を装ったり、明るく振る舞ったりする。
- ・「自分に原因があるから」と自分を責め、自分の存在を否定する気持ちに陥る
- ・ストレスや欲求不満の解消をほかの子どもに向ける。

いじている子どもの気持ち

- ・いじめの深刻さを認識しないで、からかいやいたずら等の遊び感覚でいじめを行う。
- ・自分がいじめのターゲットにならないよう、いじめに加わる。
- ・いじめられる側にも問題があると考え、いじめの行為を正当化して考えている。

等の実態がある。また、いじめをした子どもたちは、「いじめをしてスカッとした」「自分のみじめな状態を救うために誰かを否定したくて仕方なかった」という。いじめられた子どもが傷ついたり、怒ったりの反応を見せれば大成功とさら「いじめ」をエスカレートさせていく。このように、いじめは、いじめる側に大きな問題があり、いじめは子どもたちのストレスによる苛立ちの発散という側面を持っていることを認識する必要がある。

いじめの原因

いじめの原因には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因を背景として、子どものストレスのはけ口的手段としていじめが発生する。また、相手の人権の配慮に欠け、差異（個性）を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生する。

このことは、競争原理が労働や社会の各分野に浸透し、人間的な連帯が弱まり、弱い立場の人々を攻撃する風潮が強まってきたことにも目を向ける必要がある。弱肉強食の社会を正当化するために競争に負ける方が悪いという「自己責任論」の広がりや文化の中で、タレントをイジったり困らせたりして笑いをとる、嘲笑的で暴力的な要素も組み込まれていることを認識しておく必要もある。

文部科学省「いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項」の中でも、「大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与える」という指摘があるとしている。

2 いじめ防止の基本的な方向と取組

(1) 組織体としての機能の整備、組織的な対応の確立

「いじめ」の問題の一つとして、その発見が遅れることと、そのために事後の不適切な指導によって問題がこじれてしまうことがあげられる。発見が遅れることは、「いじめ」が陰湿で巧妙な内容であることと、教科担任制をとる中学校では担任が学級の子どもと過ごす時間がきわめて少ないことがその原因と考えられる。学校の対応の遅れに保護者の怒りが大きくなるのは当然である。「いじめ」の問題は、教師個人の力や努力ではカバーできないこと、組織としての対応が求められていることを踏まえ、組織体としての機能を整備することが求められる。

子どもの基本的人権と学習権を守るためには、教職員集団が「いじめ」に対して毅然と対処し、子どもの基本的人権と学習権を守ることが求められる。そして、どんな人権侵害も許さないという姿勢を示すことが生徒や保護者との信頼を確立することにつながる。このような自覚と確信に立ち、悪は悪として厳しく批判することも含め、人間的愛情を持って指導にあたることが求められる。同時に、学校のすべての教職員が一人ひとりの子どもの状況を把握できる体制を確立し、「いじめ」があつたり、保護者や子どもから訴えがあつた場合には、ただちに教職員集団が一致して事にあたれることが決定的に重要になる。

いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうるとの前提のもとで、担任や一部の教職員だけで問題を抱え込まないことを大原則として、組織的な対応を行う。その留意点は、下記のとおりである。

- ①いじめ問題は組織として対応することを原則とする。
- ②いじめ対策に同一歩調で取り組む組織やルールを作る。
- ③いじめの早期発見等への手だてを組織的に行い、早期対応が図れるようにする。
- ④各学級で起きていることを見えるようにして、担任を学校全体でフォローする。
- ⑤問題解決までの過程を明確にして、安易に解決したと判断しないようにする。
- ⑥時系列に沿って、経過の記録を残すようにする。

※問題解決までの過程

「実態把握」→「解決に向けた役割分担と対応」→「経過観察」→「検証」

(2) 指導方針「未然防止を基本にいじめを許さない子どもを育成する」

学校生活の中では、子ども同士のトラブルは日常的なものといえる。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことないように、未然防止を図ることが何よりも重要になる。「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められている。そのためには、すべての子どもを対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていく学校教育本来の活動を行う。

いじめが起きないように努力することは、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

(3) 指導体制

①子どもに関する情報を全教職員で収集し、課題を共有する。

いじめの情報（気になる情報）

- ・いじめが疑われる言動
- ・生活ノート等から気になる言葉の発見
- ・「いじめ」アンケート
- ・職員会議や研修での情報交換

等の収集し、全職員で課題を共有する体制をとる。また、子どもの情報が管理職に集まる体制として、学年部会や企画調整会議を機能させる。報告を受けた関係者（担任等）は、独断で判断して解決を焦ったり、自分だけで解決しようしない。

②いじめを認知した際の役割分担や対応手順を明確にしておく。

「いじめ問題担当」教員（生徒指導主事が兼務）を校務分掌に位置付け、いじめ対策を特化する。

いじめ問題担当教員は、

- ・学校経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
- ・いじめ対策の全体計画と対応マニュアル等を作成する。
- ・役割分担を明確にし、相互補完的に協力する意識の醸成を図る。
- ・いじめ対策会議の運営と会議結果の周知を全職員に行う。
- ・個々の事例に関わる教職員への相談や助言を行う。
- ・スクールカウンセラーや専門家との連絡調整を行う。
- ・ケース記録の集積と引き継ぎを行う。

③子どもたちの現状と課題をふまえ学校の指導方針を作成する。

指導方針を具現化する取組計画と具体的な行動基準を作成し、指導にあたる。

(4) 組織体制

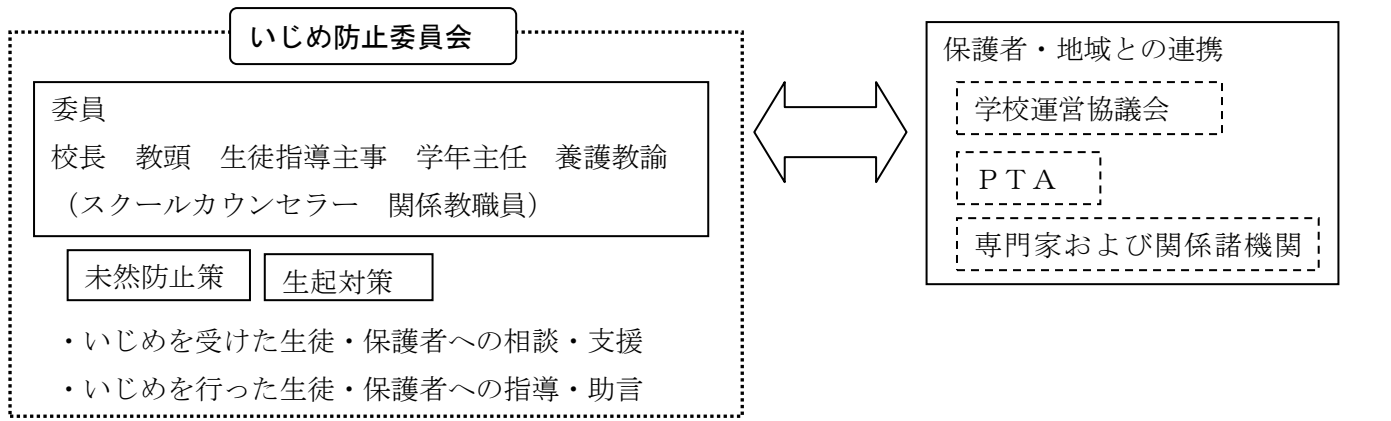
いじめ防止委員会の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。委員会の構成は、管理職、生徒指導主事、養護教諭、学年主任で定期的に委員会を開催する。必要に応じて、当該学級担任、スクールカウンセラーや民生児童委員等の専門的な知識を有する者や関係諸機関と連携して委員会を開催する。また、問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報交換及び組織的な対応についての話し合いを持つ。

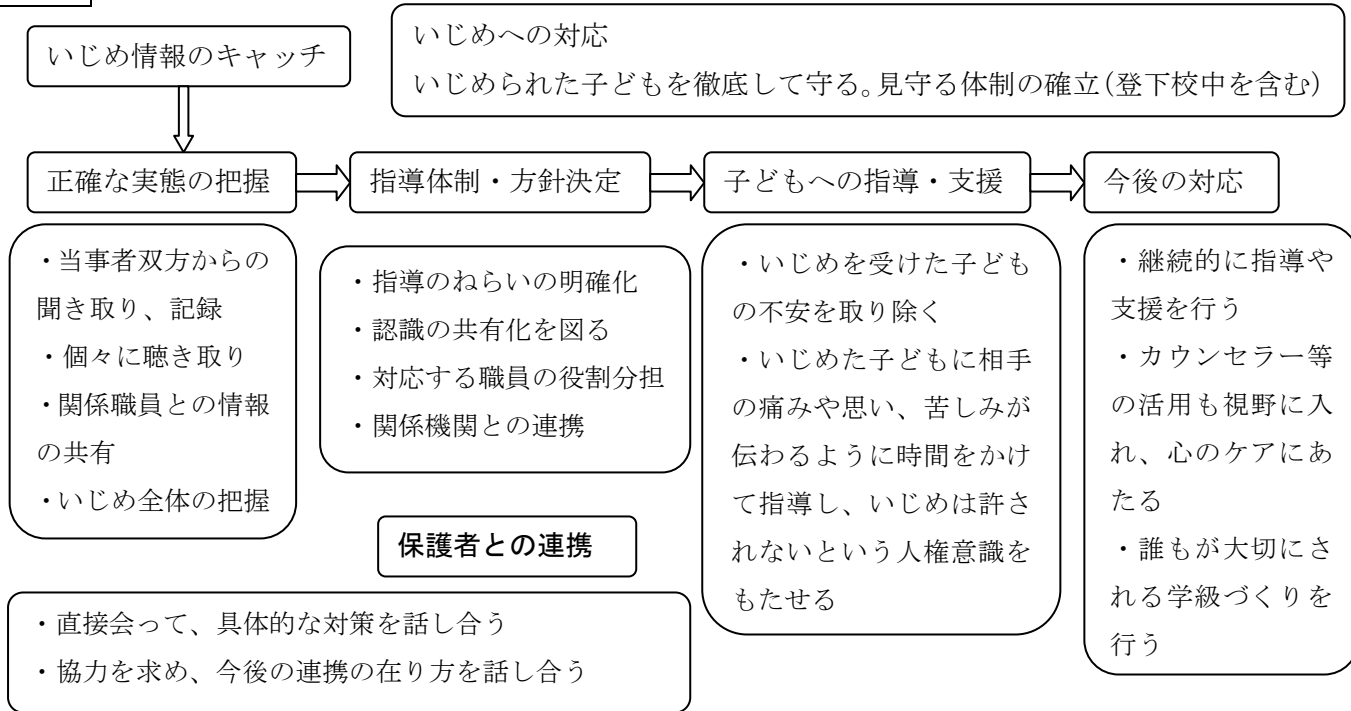
いじめ防止委員会で話し合われた内容は、学校運営委員会やPTA役員会等において報告するものとする。

資料「八幡中学校いじめ防止委員会設置要領」 （8ページ）

いじめ防止委員会 組織図と生起対策の流れ



生起対策



【いじめ防止委員会の主な機能】

- ①学校のいじめ防止基本方針の作成と見直し
- ②年間指導計画の作成
- ③校内研修の企画・立案
- ④調査結果・報告等の情報の整理及び分析
- ⑤いじめが疑われる案件の事実確認及び判断
- ⑥効果的な対策の検討と全職員への周知及び共通な認識の形成
- ⑦配慮を必要とする児童への支援
- ⑧職員の役割分担と家庭・地域・関係機関との適切な連携

○校長を中心として、学校、家庭、関係機関が相互に密接な連携を図り、一体となったいじめ対策を推進する。

○年度当初の学校運営協議会において、学校のいじめ防止基本方針を確認する。その後、定例で行われる本会において、いじめの状況の報告を行うとともに、必要に応じて助言・支援を仰ぐ。

○保護者・地域住民などから通報を受けたとき、その他児童がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童に係るいじめの事実の有無を確認し、その結果を月例報告等により玖珠町教育委員会に報告する。

八幡中学校いじめ防止委員会設置要領

(設置)

第1条 「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、「いじめ防止委員会」を設置する。

(委員会の目的)

第2条 校内にいじめ防止委員会を設置し、いじめの未然防止を基本にいじめを許さない子どもを育成するために次の業務を組織的に遂行する。

- (1) 委員会議は定期的開催し、いじめへの対応を迅速かつ適切に行う。
- (2) いじめの相談窓口を明示するとともに生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施等をし、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (3) 生起しいじめへの対応を迅速かつ適切に行う。
- (4) 「学校運営協議会」や「青少年健全育成協議会」等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(活動内容)

第3条 委員会は、目的を達成するために次の取組を行う

- (1) いじめの未然防止の体制整備及び取組
- (2) いじめの状況把握及び分析
- (3) いじめを受けた生徒に対する相談及び支援
- (4) いじめを受けた生徒の保護者に対する相談及び支援
- (5) いじめを行った生徒に対する指導
- (6) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (7) 専門的な知識を有する者や関係諸機関との連携
- (8) その他、いじめの防止に係ること

(委員構成)

第4条 委員は校長が指名し、次のメンバーで構成する。(分掌の重複を認める)

委員長(校長) 副委員長(教頭) 委員(生徒指導主事・学年主任(3名)・養護教諭)

その他生起した事案に係る教職員や必要に応じて、スクールカウンセラー等専門の知識を有する者を加えるものとする。

(その他)

第5条

この要領に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

付則 この要領は、公布の日から施行する。

(5) いじめ対策年間計画

	いじめ対策プラン (活動内容)	ポイント
4月	健全な生活態度を確立し、互いに協力する態度と集団生活の向上に資する個々の能力の育成 ・いじめ防止委員会の編成やいじめ防止基本方針に対する共通認識 ・学校教育目標といじめとの関連について ・学校間、学年間の情報交換、指導要領の引き継ぎ ・学級びらき「学びのルール」「学級のルール」づくり等に関する研修、・授業の公開(年1回以上) ・保護者へのいじめ対策についての説明・啓発	いじめの加害者と被害者の関係を確実に引き継ぐ。学校がいじめの問題に本気で取組もうとしていることを示す。学級びらきにおいて、「いじめ」の問題を扱い人権侵害で許されないことや加害者になってほしくないことを本気で示す。学校教育目標をもとに学年(学級)経営案を保護者に示す。
5月	望ましい人間関係を形成し、学校生活へ参画しようとする自主的・実践的な態度の育成 教育相談1の実施・集約 教育合宿(1年生)を通した人間関係づくり 校内研修「いじめの早期発見と指導の在り方」	いじめ防止委員会の開催する。班編成に留意し、機械的な班から学級の目的を意図した班編成を行う。
6月	役割を自覚し、互いに協力しながら学校生活を向上させ、自己を生かそうとする態度の育成 学級の諸問題についての話し合い活動 「いじめ」アンケートの実施	生徒の人間関係に変化が表れやすい時期 疲れからくるストレスが人間関係に出る
7月	1学期の取組を評価し、改善の手立てを講じる。休業中の過ごし方を計画する。 学校評価の実施。生徒・保護者の意見や要望を聞く	いじめ対策の点検 人権意識の高揚を図る。
8月	普段、体験できないことや課題研究等にゆとりを持って取組む。 職員の研修の充実(教育相談の仕方等)	相談技術の向上を図る
9月	いじめの起きやすい9月。あらためて個々の在り方を問い、2学期の態勢づくりを期す。 教育相談2の実施 体育祭と人間関係づくり	生徒の変化の確認を行う
10月	腰をすえ、多方面の内容を工夫し、互いに高め合う活動とその成果を求める。 開発的教育相談の実践	子どもの人間関係が変化に注意する。
11月	行事をとおしての人間関係を重視する 文化祭を通した人間関係づくり 「いじめ」アンケート 学級の諸問題の話し合い活動	生徒の活動を保障し、意欲を高め、自覚を促す 支援を心がける
12月	2学期の評価を行い改善の方向を確認し、休業中の過ごし方を考えさせる。 人権週間(人権意識啓発活動) 学校評価の実施(生徒・保護者の意見・要望を聞く)	人権意識を高める。 いじめ対策を点検します。
1月	新年への決意 冬休み明けの生徒の行動観察	子どもの変化を確認する
2月	1年間の総括 引き継ぎの準備 「いじめ」アンケート 学級の諸問題話し合い活動	進級への不安(クラス替え)(合併)
3月	次年度に向けての情報の作成 子どもの生活の状況から分析する 記録の整理 進級する学年への引き継ぎ情報の作成 小中連携・情報交換のための連絡会の実施	いじめに対する情報を確実に引き継ぐ準備をする

※いじめの早期発見のための健康観察、行事の見直し(目的の明確化と位置付け)、企画会議

3. いじめ防止の措置

(1) いじめの克服とは逆行する指導方法

パターン1

いじめられる子どもへの個別指導を強化して克服しようとする実践

(例) 動作が遅いことを原因としていじめられている。

教師や生徒がその面での指導・特訓をして、いじめられないようにする。という実践。

このような実践の問題点は、いじめられる子どもにいかなる問題点があろうとも、「いじめは絶対にいけない。」という教師の人権意識の欠如が原因である。

パターン2

対処療法の指導で終わらせる実践

(例) 加害生徒だけを指導し、謝らせて終わりとする実践

一部の例外を除いて、いじめは学級の全員が認知しているのが普通である。しかし、いじめへの指導が対処療法で終わっているため、学級のあちこちから形を変えたり、対象を変えたりして、いじめが持続し、学級が騒然としたまま、次から次へと対応が求められる。

- ・いじている子ども（加害者） 数人
- ・いじめを受けている子ども（被害者） 特定の子ども
- ・いじめ行為に加担する（周りではやし立てる）子ども（観衆） 相当数
- ・見て見ぬふりをして関わろうとしない子ども（傍観者） 多数の子ども

子どもは、この4層のどこかに位置している。

したがって、加害者の子どもだけを呼び出して特別に指導したとしても、「観衆」はいつでも加害者に転身していじめが続行される。

何よりも問題なのは、いじめが学級全員に認知されているにもかかわらず、指導が加害者と被害者のみに向けられていることである。

パターン3

いじめに対する表面的な指導で終わる実践

(例) 叱責や威しで指導を終える実践

いじめは、人権侵害で許されない行為である。また、いじめは子どもの心理の深いところから表出している行為でもある。このような行為であるにもかかわらず、表面的な叱責や威しに終わり、加害者の意識の深部の変革には至らず、一時的に終わったか見えながら、いつでも再発するという浅い指導になっている問題である。

(2) いじめ問題の克服の基本原則

今日のいじめは、学級の構成員全員を巻き込んだ極めて複雑で構造化した問題である。「いじめ」「いじめられ」という平板な見方は解決を困難にする。いじめが発覚した段階で、学級内の力関係の把握が求められる。集団の中からいじめだけを切り取って改善したところで、子どもたちには何の力もつかない。いじめの問題では、当事者以外の加担する観衆、傍観する者に対する指導に克服のポイントがある。

いじめの解決で最も大切なことは、中途半端な解決ではなく、抜本的な解決を目指す手法手順でなければならない。その基本原則は、学級の構成員全員の英知を結集して解決を試み、その英知がいじめの再発を抑止するという克服方法である。

子どもたちが頭を寄せ合い、ああだ、こうだといって考え合い、修正し、反省し合い、今度からこうしようと自分たちの行動の指針を編み出す過程が重要である。この過程を通して、一人ひとりが自省や内省が深まることになる。

学級づくり「資料3」

学級の話し合いの中で、

- ・加害者の子どもは、自分が加害者であることを学級の前で明らかにせざるを得ない。
- ・被害者の子どもは、なぜいじめられるのか、そのつらさを学級の前に明らかにせざるを得ない。
- ・観衆は、なぜ面白半分に見ていたかを問われる。
- ・傍観者は、なぜ黙って見ていたか、その理由を話さなければならない。

このような場面や過程を通して、はじめは自己中心的・自己弁護の発言から、批判、反省、自省を重ねながら、いじめの非人間性に目覚めつつ、いじめのない学級づくりへの話し合いとなる。

加害生徒の場合

いじめ問題が発覚し、その事実が学級会で明らかにされる。

加害の子どもたちは、はじめ自分の行為の正当性を懸命に主張する。

教師や生徒の疑問や批判の受ける。

否応なく、自分を対象化し、意識しなかった自分の見方・考え方に気づくことになる。

そして、自分の行為の重大さに気づかされる。

「いじめじゃないよ。ふざけていただけだよ。」

「そんなにつらい思いをしていたとは知らなかった」

「自分でも同じことをされたら、つらくて苦しい気持ちになると思う。」

「人を傷つけていたんだ」

このような意識の変化を求めることが解決の基本である。個別的な指導ではこうした意識の変化は生まれにくい。もちろん、集団の圧力で加害者を問い詰めたり、糾弾するという手法では解決できない。知的で優れた問題解決ができる集団づくりをしていくべきである。

観衆の場合

加害者の外側でいじめを面白がってみていたり、時には加害者に加勢する野次馬的な存在である。話し合いの中で、加害者の批判や疑問が向けられれば当然のことながら観衆にも同じ批判や疑問が向けられる。その過程で自己の行為の軽率さを厳しく問われていく。

「俺たちはやっていない。」 自己弁護

「じゃ、喜んでみていることはいいことか」 問い詰められる

「俺たちにもいじめの責任があったのだ」 いい加減さが対象化される

「悪かった。今度からいい加減な態度だったら注意してくれ。」 自戒し決意する

当事者だけの指導であれば、この軽率な「観衆」の指導が欠落してしまう。

傍観者の場合

もっとも多い傍観者。この層の子どもの意思が最も重要になる。この層は、いじめを決してよいとは思っていない。むしろ批判的な子どもが多い。しかし、いじめっ子を抑止する勇気も力も持っていない。したがって、話し合いでは、この層の正義感に勇気を与え、いじめ風土をなくす大きな力にすることが求められる。

(3) いじめの未然防止

「いじめ」の早期発見・早期対応は、大切であるが、すべての子どもに「いじめ」が起きうる可能性があるものとして、全員を対象に事前のはたらきかけ、つまり「未然防止」の取組を行うことが最も合理的で有効的な対策である。「いじめ」の根は、だれもが持っている。人のことをよく思わないことは、だれにでもある。「いじめ」の原因がどこにあるかが、「いじめ」は主に学校で起こる。しかし、学校が楽しく、魅力的なところであれば、「いじめ」はそう起こるものでない。学校を子どもにとって楽しく、魅力的なところにするのが「いじめ」の未然防止として最も有効な対策である。このことは、これまでの生徒アンケートでも明らかであり、子どもたちが考える魅力ある学校とは、いじめやケンカがなく、安心して登校でき、協力し合い、自分の将来の可能性が伸ばせる明るい学校といっている。

○すべての子どもが安心・安全に学校生活をおくることができる学校づくり

○規律正しい態度で授業や行事に、主体的に参加・活躍できる学校づくり

○互いに認め合える人間関係を子ども自らが創り出そうとする学校（風土）づくり

この3点を重視した学校づくりを推進することをいじめ防止の基本的な方針とする。

① 安心・安全な学校づくり

学校には「いじめ」を生み出す体質がある。「いじめ」を発見するシステムや制度がどんなに整備されていても、学校の教育活動の中に「いじめ」を生み出す体質があったのでは何もならない。学校のその体質として、

・新しいものを好まない ・極端を好まない ・同じことを好む

等をあげることができる。このような学校の体質が「いじめ」を生む要因となっている。「自分とは違う子をいじめる」これは、同じことをよしとする学校の体質が背景にあると考えるべきである。制服やかばん、体操服等何でも統一しようとする。その結果、人と集団と違うことに、子どもが違和感を感じるようになる。そして、ある場合には「ねたみ」として、ある場合には「バカ」にして、「いじめ」が始まる場合がある。

また、教師による体罰や人権無視の管理的な指導は、「いじめ」の大きな要因になっているだけでなく、それ自体が子どもに対する教師の「いじめ」となる。体罰はいかなる理由で行われようとも、肉体的苦痛と恐怖や屈辱感で子どもを服従させ、強制するものであり、人間の教育とは絶対に相容れないものであり、学校教育法上も禁止されている。部活動における過度な勝敗主義は、必ずと言っていいほど「いじめ」や暴力が発生する。部活動でしばしば見られる指導者による体罰も「いじめ」の要因であることはいままでもない。体罰による「威嚇」だけでなく、「みせしめ」としての罰や掃除時間におしゃべりをさせないことを目的にマスクの着用を求める等の発想も同様である。このように、子どもの人権擁護と体罰否定をつらぬくことが「いじめ」を克服する学校づくりの前提になる。

② 安心・安全な学級づくり

落ち着きがない子ども、大きな声で騒ぐ子ども、自己主張の強い子ども、自分勝手なルールで行動する子ども、おとなしい子ども等学級の中には様々な子どもがいる。集団を第一に考え、「みんな一緒」的に学級のルールを守らせる緊張感のある学級は、本音が出しにくく、「いじめ」を見逃すことやいじめの温床となる場合がある。個人を第一に考え、「一人一人を大切に」と子どもによって違う指導するとゆるみのある学級となり、子どもの中に不満が生じやすい。集団と個を両立した学級・親和的な学級は、いじめが起きにくく、起きても解決できる。良い学級の条件をみんなで話し合い、

良い雰囲気をつくるためのNG（ノーグッド）を考えたりできる学級である。良い集団は、子どもの個性がいかされ、自分がみんなに認められるという有用感を高めることができる。

- ①学級目標に「いじめ」をなくすことを位置付ける。（「いじめ」という表現がなくてもよい）
- ②気持ちのよいあいさつができる生徒を育成する。
- ③道徳の時間を利用し、自尊感情を育成する授業を行う。
- ④学級活動の時間等を利用し、社会規範（礼儀作法）についての指導を行う。

③ 行事に主体的に参加・活躍できる学校づくり

友人関係や集団づくり、社会性の育成を目的とした行事を創る。児童生徒が自ら気づき、自ら学ぶ機会となる行事を意図的に提供するようにする。ただ経験すればよい、交流すればよいという考えではなく、集団の一員としての自覚や態度、資質・能力を育むために異学年との交流、小中の連携など組織する。

- ・社会体験や生活体験を計画的に学期に一回は配置する。
- ・生徒会行事を含むすべての学校行事をこの視点から見直す。

子どもは、放っておいても仲良くできない。授業や行事の中で生徒同士を意図的に関わらせる活動を仕組んでいく必要がある。様々な場面で全員が意見を出し合い、行動につなげる指導が求められる。これらの取組みによって「一人一人の違い」を楽しめる子どもの育成につながる。また、行事への取組みを通して、自己有用感を高められるにしくむことが求められる。その留意点として、

- ・一人ひとりが責任と自覚を持って取組めるように配慮する。
- ・子ども同士を関わり合わせることを目標にあげ、取組みをしくむ。
- ・行事を通して、自尊感情を育み楽しい学校生活がおくれるよう努める。
- ・人とつながる喜びを体験的に味わう行事づくり

子どもの居場所や絆づくりを基本に、互いに認め合える人間関係が魅力ある学校風土づくりとなる。子ども自身の取組を重視し、子どもの人間的な成長にとって重要な自立や自治と協力の力を育てるため、学級会活動や生徒会活動、部活動、学校行事等を重視する。こうした子どもたちの自主的な活動や体験的な活動を通して、子どもたちの自覚で、よい生活習慣、社会規範、困難に挫折しないたくましさ等を身につけることができる。また、学校内外の「いじめ」や非行等についても討論し、これらをなくす取組に自ら取組むことも重要になる。

社会規範を求める教育を重視する。友人への温かい思いやり、仲間同士の協力や自立心の育成、暴力や差別を許さない勇気や正義感、お互いの人格と権利の尊重などの教育が「いじめ」克服のうえで重視されなければならない。また、すぐれた芸術、文化に子どもたちが接する機会をふやしたり、様々な勤労体験や自然体験を重視することは、子どもたちが人間的な感動、働く喜び、ものをつくりだす喜び、社会や仲間のために寄与することの喜びや誇りなどを身につけることができる。

④ わかる授業づくり

学校生活の中で生徒が一番長い時間を過ごすことになるのが授業である。この授業時間でストレスを高めることがないようにする。「できる子、できない子」が固定化してしまう授業では、教室の中に成績で人を差別する意識が育ってしまう。学力が上位の子どもだけが陽のあたる授業は改善しなければならない。全員参加の授業や個別化の授業等の工夫して取り入れなくてはならない。

具体的には、

- ・すべての子どもが参加・活躍できる授業を工夫する。（活躍できる学習活動をしくむ）
- ・授業を公開し、授業の工夫改善に努める。

- ・互見授業週間を定期的に行う。
- ・習熟に差に対する対策として、「助け合い」「学び合い」の学習を全学年・全教科で取組む。
- ・授業改善として、学習規律（チャイム席・姿勢・発表）や表現力の育成について研修を深める。
- ・子どもが主体的に見通しを持って取組める学習活動を展開する。
- ・学習を支える基本的学習習慣の確立と規律ある学習態度の育成を図る。
- ・人との関わり方を身につけるためのトレーニング（ソーシャルスキルの育成）

等の取組によって、「学ぶ喜び」を持たせ、落ちこぼれをださないようにする。また、過度の競争による学習や「つめこみ教育」が子どもたちから「学ぶ喜び」を遠ざけている実態もあるため、教師は、学習事項を精選し、多種多様な方法によって、学力の落ちこぼれをださないようにするとともに、楽しくわかってできるようになるまで丁寧できめ細やかな指導と学力回復の補充に応じられるようにすることが求められている。特に、基礎・基本的な学習内容に定着には、学校全体で取組むべき喫緊の課題としてとらえる。

⑤ 子どもも参加する保護者や地域に開かれた学校づくり

「いじめ」にかぎらず学校における困難な実態をつつみかくすのでなく、保護者や地域に率直にしめし、協力を訴えることが問題解決のうえからも重要である。保護者や地域の期待に応えられ、信頼される開かれた学校づくりのための努力することが重要である。子どもの性格や行動についての評価が教師と保護者のあいだで食い違うことは、子どもへの適切な指導を困難にする。教師も保護者も大人として、一個の人格を持った未成熟な子どもを育てるという共通の観点から、子どもに対する認識を一致させ、学習やしつけの方針を共同してみつけるようにする。そのためには、保護者と教師の率直な話し合いを重視し、子どもたちの生活をていねいに見、気持ちよく理解できる保護者、教師となれるよう協力し合うことが重要である。学校教育の役割と家庭教育の役割をそれぞれ重視し、共同して教育効果をあげるようにする。このような学校づくりによって、合意づくりをすすめて、地域ぐるみの取組を起し、共同の輪を広げることが開かれた学校づくりである。

(4) いじめの予防

生徒一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりを学校全体で取組む。また、教師はわかりやすい授業を心がけ、基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を高め自尊感情を育むように努める。

道徳の時間を要に命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識が持てるように教育活動全体を通して指導し、見て見ぬふりをすることも傍観者として、いじめに加担していることになることを知らしめる。

① 教師の認識の甘さを克服する

どんな「いじめ」も許さない人権擁護と体罰の否定の原則の確立しなければならない。肉体的暴力であれ、威嚇や侮蔑、嘲笑であれ、いかなる「いじめ」も許さず、子どもの人権と人間らしい成長・発達への権利を擁護する原則を学校において確立する。

「いじめ」について、しばしば軽度のものが「ふざけ」などとして見逃され、これがしだいに深刻なものにエスカレートする場合がある。したがって、軽度な段階から、受けた子どもの人権や発達権を傷つけていることを見逃さないこと。こうした行為が「なんでもないこと」として繰り返している子どもたちへの人権や社会規範についての感覚の未熟さに対するすばやい指導が必要になる。教師は、「いじめ」を受けている子どもの苦悩や「訴え」を見逃さない敏感さが要求されている。

② 「いじめ」の早期発見・早期解決に向けての取組

ア いじめの早期発見のために様々な手段を講じる

「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」との基本認識に立ち、すべての教職員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行い、生徒の小さな変化を見逃さない感覚を身につける。おかしいと感じる生徒がいる場合は、学年部会や職員室での会話や職員会議等の場において、気づいたことを共有し、複数の目で当該生徒を見守る。様子に変化が見られる場合は、教職員が積極的にはたらきかけを行い、生徒に安心感を持たせると同時に、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、教育相談を行い、当該生徒から悩みを聞き、問題の早期解決を図る。

いじめアンケートや学校生活に関するアンケート、学校評価アンケートを学期に一回以上行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりをめざす。また、アンケート結果をもとによりよい学校生活がおくれるよう改善を行う。特に道徳教育については、実践的な態度が養えるように推進する。 **資料5 「いじめアンケート」(魅力ある学校づくりアンケート)**

イ いじめの早期解決のために全教職員が組織的に問題解決にあたる

いじめ問題を発見したときは、学級担任だけで抱え込むのではなく、すべての教職員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。情報収集を綿密に行い、事実確認をしたうえで、いじめられている生徒の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で解決にあたる。傍観者の立場の生徒には、いじている側と同様であることを指導する。

学校内だけでなく、各種団体と協力して解決にあたる。いじめられている生徒の心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら指導を行っていく。

ウ 家庭や地域、関係機関との連携

いじめ問題が起きたときは、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友人関係についての情報を集めて指導にいかすようにする。

ただし、学校内だけで問題解決をしようとするしない。学校や家庭には話すことができないような状況であれば、外部団体「SOSミニレター」「いじめ問題相談窓口」等の利用も検討する。

4 ネットいじめへの対応

(1) 「ネット上のいじめ」の特徴

スマートフォンの所有率が増えるにつれ、「ネット上のいじめ」の相談件数が増加しているという。「ネット上のいじめ」とは、携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもので、次のような特徴がある。

- ・不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
- ・インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- ・インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- ・保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、学校においても、「ネット上のいじめ」の特徴を理解した上で、「ネット上のいじめ」の早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく必要がある。

(2) 中学校における事例

下記は、中学校における「ネット上のいじめ」の具体的な事例である。

○ある生徒が、友人関係にあった同じ学校に通う生徒とトラブルになり、その生徒のことが気に入らないという理由で、インターネット上の掲示板に「キモイ」「ウザイ」などと中傷する書き込みをした。

○何者かが作成した偽の学校ホームページが開設され、その中で、生徒や教師の個人情報や悪口が掲載された。

○ある生徒が、同じ学校に通う生徒について、「〇〇さんはいじめを繰り返し行っている」などと事実無根の内容のメールを作成し、4人以上に送信するように促すチェーンメールとして送信した。

○ある生徒が、同じ学校に通う生徒に対して、自宅のパソコンから「なりすましメール」で大量の嫌がらせメールを送信した。被害生徒が警察に対して被害届を出し、加害生徒は県迷惑防止条例違反で逮捕された。

最近では、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用して、誹謗・中傷の書き込みを行うことが増加しています。「ネット上のいじめ」は、インターネットの使い方の変化や新しいシステムやサービスなどの出現によって、新たな形態のいじめが生じることが考えられる。

(3) 「ネット上のいじめ」への対応

① 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

掲示板やブログ、プロフ等への誹謗・中傷の書き込みなどの「ネット上のいじめ」が児童生徒や保護者等からの相談などにより発見された場合は、児童生徒等へのケアを行うとともに、被害の拡大を防ぐために、次に示す手順で、書き込みの削除を迅速に行う必要がある。

ア 「ネット上のいじめ」の発見／児童生徒・保護者等からの相談

学校が「ネット上のいじめ」の事案を把握するのは、児童生徒や保護者からの相談であることが多い。積極的に「ネット上のいじめ」を発見する取組として、家庭や地域、教育委員会、関連企業等と連携して、「ネットパトロール」を行うことが考えらる。

イ 書き込み内容の確認

誹謗・中傷等の書き込みの相談が生徒・保護者等からあった場合、その内容を確認します。

その際には、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存するようにする。

掲示板等の中には、パソコンから見るできないものも多くある。その場合は、携帯電話から掲示板等にアクセスする。プリントアウトが困難なため、デジタルカメラで撮影するなどして内容を保存する。

ウ 掲示板等の管理者に削除依頼

掲示板等のトップページを表示し、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」と表示されているところを探す（ページの下の方にあることが多い）。該当箇所をクリックすると、管理者にメールを送ることができるページが表示される。そのページに、件名、内容等の事項を書き込んで、

「送信ボタン」を押して送信すると、管理者にメールが届くようになっている。なお、削除依頼の方法は、それぞれの掲示板等によって異なるので、先に「利用規約」等に記載されている削除依頼方法を確認する必要がある。

エ 掲示板等のプロバイダに削除依頼

掲示板等の管理者に削除依頼しても削除されない場合や、管理者の連絡先が不明な場合などは、プロバイダ（掲示板サービス提供会社等）へ削除依頼を行う。

オ 削除依頼しても削除されない場合

管理者やプロバイダへの削除依頼をしても削除されない場合は、送信した削除依頼メールに不備がなかったか内容を確認し、不備があった場合には、必要な情報を追加し、削除依頼メールを再送する。（削除が必要なURLや書き込みNo.などの記載がなかったために、削除されていない場合もある。）それでも削除されない場合は、警察や法務局・地方法務局に相談するなどして、対応方法を検討する。

(4) 生徒への指導のポイント

生徒が、掲示板等への誹謗・中傷の書き込みを行う「ネット上のいじめ」の被害者や加害者とならないために、次のポイントを踏まえ、児童生徒全体に対して指導を行うことが重要である。

○掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではない。

○掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定される。

特に、書き込みが悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もある。

○掲示板等を含めインターネットを利用する際にも、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながった事例がある。

(5) 保護者への啓発と家庭・地域との連携

「ネット上のいじめ」については、学校だけの取組だけでなく、学校と家庭や地域が連携・協力し、「ネット上のいじめ」の予防と、早期発見・早期対応へ向けた取組を行う必要がある。そのためには、携帯電話の利用に関する危険性と子どもたちの携帯電話の利用の実態について保護者が理解し、「ネット上のいじめ」の実態等について子どもと話し合い、携帯電話の利用に関して家庭におけるルールづくりを行っていく必要がある。

保護者が携帯電話へのフィルタリングの設定が、「ネット上のいじめ」を予防する点で有効な場合もあることを理解し、子どもの携帯電話へのフィルタリングの設定を行うことも重要である。

学校においては、入学式の際の保護者への説明会や保護者会などの機会を捉えて、「ネット上のいじめ」の実態や、家庭での取組の重要性について呼びかけていく必要がある。学校での携帯電話の取扱いに関する方針について、あらかじめ保護者に説明し、理解を得ることで、その後の指導をスムーズに行うことが可能になる。また、保護者への啓発に関する取組を行う場合には、e-ネットキャラバン（総務省が文部科学省と通信関係団体と連携して実施）や、非行防止教室・サイバーセキュリティカレッジ（都道府県警が実施）、インターネット安全教室（経済産業省がNPOと協力して実施）などを活用することも効果的である。

5 重大事態への対処

◎重大事態の発生と調査について

重大事態の意味は、法第28条がいう「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - いじめによる長期欠席
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

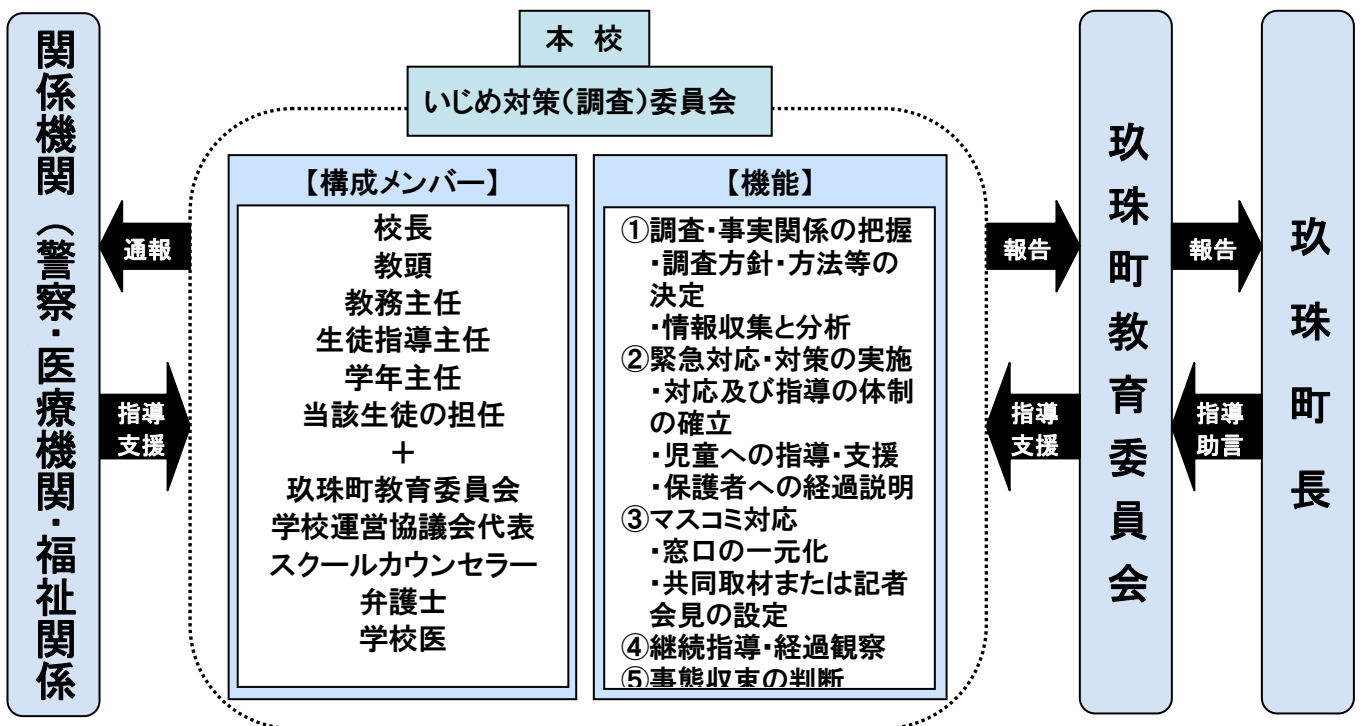
生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。学校又は教育委員会は、重大事態の意味をふまえ、個々のケースを十分把握したうえで重大事態かどうかを判断し、報告・調査等に当たる。また、重大事態にかかわる調査を行うときは、第三者の参加による調査の公平・中立性の確保を求めている。

◎重大事態が発生場合は、以下の流れで迅速かつ適切な対応をとる。

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を玖珠町長に報告する。

学校が行った調査の結果は、玖珠町教育委員会に報告する。



◎いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、躊躇することなく所轄警察署と連携して対応する。

◎報道機関等の取材がある場合は、市町村教育委員会の指導を受けながら、管理職を中心に窓口を一元化して、「いじめ対策(調査)委員会」等で確認した事実に基づき、誠実・迅速・正確・公平な姿勢で対応する。

資料6 「いじめにどう対処するか」

◎いじめ対策委員会の設置要綱等については、教育委員会の定めによる。

まとめとして

いじめの問題に限らず、問題の解決に当たっては、教師が日頃から生徒一人一人の生活実態のきめ細やかな把握に努め、生徒の発する小さなサインも見逃さず、個々への具体的な対応をするとともに、すべての教育活動を通して豊かな人間関係を育む積極的な生徒指導を推進していくことが重要となっている。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点を重視する。

- ・いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める
- ・子どもの自尊感情を育む教育活動を推進する
- ・いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる
- ・いじめの早期解決のために、子供の安全を保障するとともに、学校内外の各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ・学校と家庭が協力して、事後指導にあたる（加害・被害生徒）

このような社会状況を考慮しながらも教職員は、以下の点をふまえ、「いじめ」に適切に対応する必要がある。

①「弱いものをいじめることは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つこと。

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。また、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されない。

②いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと。

子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの発する危険信号をあらゆる機会を捉えて鋭敏に感知するよう努める。自分のクラスや学校に深刻ないじめ事件が発生し得るという危機意識を持つ。なお、いじめの件数が少ないことのみをもって問題なしとすることは早計である。

③いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを有していること。

いじめの問題の解決のために家庭が極めて重要な役割を担う。いじめの問題の基本的な考え方は、まず家庭が責任を持って徹底する必要がある。家庭の深い愛情や精神的な支え、信頼に基づく厳しさ、親子の会話や触れ合いの確保が重要である。

④いじめの問題は、教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題であること。

個性や差異を尊重する態度やその基礎となる価値観を育てる指導を推進する。道徳教育、心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて指導することが必要である。競争の教育と一体ですすめられている管理教育は、子供たちの様々な問題行動を上から押さえ込むものになっている。特にゼロトランス（許容度0）の頭ごなしの指導は、子供の心に憎悪の感情を持たせるようになる。

⑤家庭・学校・地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組むことが必要であること。

いじめの解決に向けて関係者の全てがそれぞれの立場からその責務を果たす必要がある。地域を挙げた取組も急務である。東日本大震災は、あらためて助け合うことに人間らしさがあることを示した。子どものことを学校、地域、社会の各分野で語り合い「いじめ」のない学校と社会をつくるための共同をひろげることが求められる。

資料 八幡中学校「いじめ防止基本方針」

資料 1

いじめ防止対策推進法（抜粋）（平成25年6月28日公布）

第1章総則

- ・「いじめ」の防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。
- ・「いじめ」とは、「児童生徒に対して」「一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

第二条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第2章いじめの防止基本方針等

- ・国、地方公共団体及び学校の各主体による「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定について定めること。（国及び学校は策定の義務、地方公共団体は策定の努力義務）

第3章基本的施策

- ・学校が講ずべき基本的施策として①道徳教育等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進を定める。

第4章いじめ防止等に関する措置

- ・学校は、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等の専門家その他の関係者により構成される組織を置くこと。
- ・個別のいじめに対して学校が講ずべき措置として①いじめの事実確認、②いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援、③いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言について定めるとともに、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携について定めること。
- ・懲戒、出席停止制度の適切な運用等その他いじめの防止等に関する措置を定めること。

第5章重大事態への対処

- ・学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- ・学校の設置者又はその設置する学校は、1の調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供するものとする。
- ・地方公共団体の長等に対する重大事態が発生した旨の報告、地方公共団体の長等による1の調査の再調査、再調査の結果を踏まえて措置を講ずること等について定めること。

第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する設置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

資料2

「いじめ」行為によって抵触する可能性のある刑罰法規

ア冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる
イ仲間はずれ、集団による無視

脅迫、名誉毀損、侮辱

※刑罰法規に抵触しないが、他のいじめと同様に毅然とした対応が求められる

ウ軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする

暴行

エひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする

暴行、傷害

オ金品をたかられる

恐喝

カ金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする

窃盗、器物破損

キいやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

強要、強制わいせつ

クパソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

名誉毀損、侮辱

資料3

いじめを解決できる学級とは

「いじめ」は解決できるが、いつでもどの学級でも可能かという点必ずしもそうはいかない。

少なくとも次のような学級の状態では解決が困難になる。

- ①話し合っ問題解決する発達の段階にない子ども（小学校3年生以下）
- ②バラバラで騒然としている学級
- ③ボスや群雄が割拠している学級
- ④担任教師への不信感が強い学級

これ以外の学級であれば、いかなる学級においても、問題をオープンにして、学級集団の英知を結集して問題解決にあたるのが可能であろう。